

阿南工業高等専門学校懲戒審査委員会規則

(平成18年1月11日)

(規則第11号)

(設置)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則に基づき、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、懲戒、訓告及び嚴重注意（以下「懲戒等」という。）に該当すると思料する事案があるときは、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 懲戒等の処分の可否に関する事項
- (2) 懲戒等処分を要する場合のその内容（懲戒等の種類、量定等）に関する事項
- (3)

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 事務部長

2 委員の任期は、当該審議が終結するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課人事係において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月14日から施行し、令和3年7月1日から適用する。